



平成 21 年 1 月 19 日

各 位

上 場 会 社 名 イーサポートリンク株式会社  
(コード番号：2493 大証ヘラクレス)  
本 社 所 在 地 東京都豊島区高田二丁目 17 番 22 号  
代 表 者 代表取締役社長 堀 内 信 介  
問 合 せ 先 取締役管理本部長 仲 村 淳  
電 話 番 号 TEL (03) 5979-0784  
U R L <http://www.e-supportlink.com/>

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年1月19日開催の取締役会において、平成21年2月26日に開催を予定している第11回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 平成21年1月5日付で「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下、「決済合理化法」という。)が施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。
- ① 決済合理化法の施行により、平成21年1月5日から当社定款の株券を発行する旨の定めは廃止されたものとみなされているため、その該当条文(現行定款第7条)を削除するものであります。
  - ② 決済合理化法の施行により、平成21年1月5日付で「株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号)」が廃止されたため、これに伴い無効となった実質株主および実質株主名簿に関する文言(現行定款第9条第3項)を削除するものであります。
  - ③ 会社法第221条の定めにより、株券を発行する旨の定めを廃止した定款変更を行った日の翌日から起算して1年を経過するまで、株券喪失登録簿を作成、備置する必要があるため、株券喪失登録簿に関する定めを附則に移行し、平成22年1月6日に削除するものであります。
- (2) 決済合理化法施行後の株主権行使の手続きに関する事項が株式取扱規程に定められていることを明確にするため、現行定款第10条につきましては所要の変更を行うものであります。
- (3) 上記に併せ、条数の繰り上げ・字句の修正を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年2月26日(木曜日)
定款変更の効力発生日	平成21年2月26日(木曜日)

以 上

(別 紙)

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株券の発行)</u> 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人) 第9条 (条文省略) 2 (条文省略) 3 当社の株主名簿<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第11条~第41条 (条文省略)</p> <p><u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(削除)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人) 第8条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 当社の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第9条 当社の<u>株主権行使の手続き</u>その他の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第10条~第40条 (現行どおり)</p> <p>附則 第1条 当社の<u>株券喪失登録簿の作成および備置き</u>その他<u>株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては<u>取扱わない。</u></p> <p>第2条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもって削るものとする。</p>

以 上